

佐井村地域エネルギービジョン

【佐井村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

（案）

令和5年12月

佐井村

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景・意義	2
2 計画の位置付け	12
3 計画の期間	13
4 計画の推進体制	13
5 計画の進行管理	14
第2章 区域の現状	15
1 区域の地域特性	16
2 区域からの温室効果ガス排出量の状況と将来推計	20
第3章 計画の目標	25
1 目指す将来像	26
2 削減目標	27
3 再生可能エネルギー導入目標	28
第4章 温室効果ガス削減のための取組	29
1 基本方針および施策体系	30
2 施策と取組	31
参考資料	39
1 温室効果ガス排出量算定の考え方	40
2 用語集	41

第1章 計画の基本的事項

1

計画策定の背景・意義

気候変動とは？

地球が太陽から受け取ったエネルギーは、様々な形態を取りながら、大気圏・海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされ、最終的に、赤外放射として宇宙空間に戻され、ほぼ安定した地球のエネルギー収支が維持されています。こうしたエネルギーの流れに関与する地球全体のシステムは気候系と呼ばれ、この気候系のなかにある大気の状態を「気候」といいます。

「気候変動」とは、数十年間という期間をかけて大気の状態となる「気候」が移り変わることで、その要因の一つが化石燃料等を起源とする温室効果ガスの排出による大気組成の変化により地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する「地球温暖化」です。

地球規模の気候変動をもたらす主な要因

気候システム 外部からの 影響	主な自然起源 の要因	太陽活動の変化	➡	大気上端で受け取る太陽放射量の変化
		地球の公転軌道の変動	➡	
		火山の噴火によるエアロゾルの増加	➡	地表で受け取る日射量の変化
	主な人為起源 の要因 (人間活動の 影響)	化石燃料等を起源とする温室効果ガスの排出による大気組成の変化	➡	地表面に到達する赤外線量の量の変化
		森林伐採や土地利用の変化	➡	地表面の反射率の変化、二酸化炭素吸収源の変化など
		大気汚染物質（硫酸塩エアロゾルや黒色炭素など）の排出	➡	地表で受け取る日射量の変化、雲粒径や雲量の変化による雲の反射率の変化
気候システム 内部の影響	熱帯太平洋の海面水温が数年規模で変動するエルニーニョ／ラニーニャ現象や、太平洋十年規模振動などをもち、大気-海洋相互作用など			

資料：令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

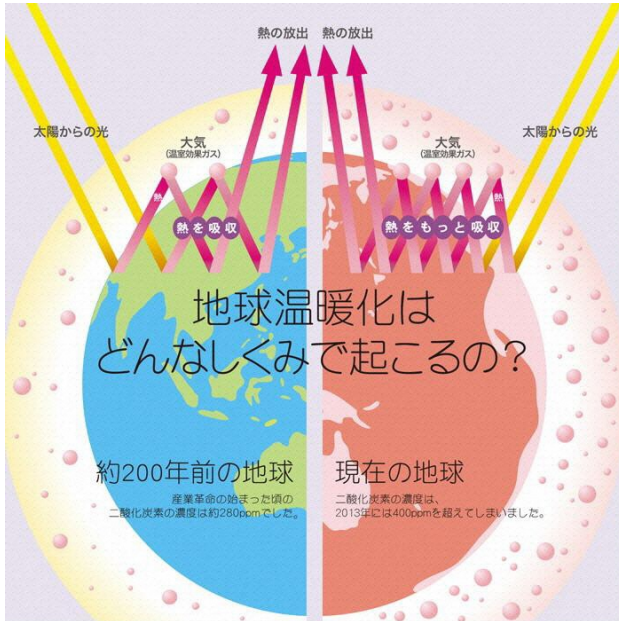
地球温暖化のメカニズム

地球は、太陽からの光によって暖められ、暖められた地表面から熱が放出されます。この熱を二酸化炭素などの「温室効果ガス」が吸収し、大気が暖められることにより、地球の平均気温を 14℃ 程度に保つ役割を持っています。

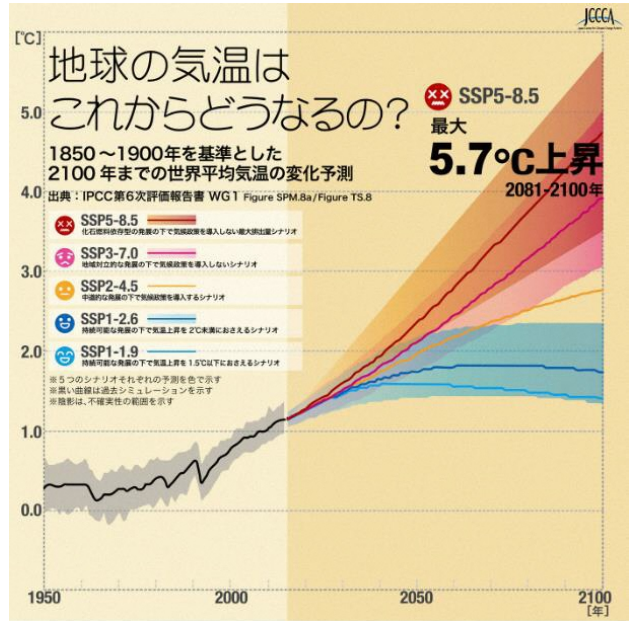
しかし、産業革命以降、大量の化石燃料を燃やしてエネルギーを消費するようになり、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇を続け、温室効果がこれまでよりも強くなり、地表からの放射熱を吸収する量が増え、地球全体が温暖化しています。これが「地球温暖化」です。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第6次評価報告書（2021年）によると、工業化前と比べて、2011～2020年で 1.09℃ 上昇したとしています。また、2100年の世界地上平均気温は、現在（1850-1900年）と比較して最大 5.7℃ 上がると予測されています。

温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



1950～2100年までの気温変化（観測と予測）



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

第1章

地球温暖化による気候変動への影響

IPCC 第6次評価報告書では、「人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている」としています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇や洪水・豪雨、食糧不足、生態系の損失などが挙げられています。また、環境省が2020年に作成した「気候変動影響評価報告書」においては、農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活に関して、既に影響が生じており、さらに深刻化するリスクがあることが指摘されています。

気候変動による将来の主要なリスク

<p>1</p> <p>海面上昇高潮 (沿岸、島しょ)</p>	<p>2</p> <p>洪水豪雨 (大都市)</p>	<p>3</p> <p>インフラ機能停止 (電気供給、医療などのサービス)</p>
<p>4</p> <p>熱中症 (死亡、健康被害)</p>	<p>将来の主要なリスクとは？ 複数の分野地域におよぶ主要リスク 出典) IPCC 第5次評価報告書 WGII</p>	<p>5</p> <p>食糧不足 (食糧安全保障)</p>
<p>6</p> <p>水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)</p>	<p>7</p> <p>海洋生態系損失 (漁業への打撃)</p>	<p>8</p> <p>陸上生態系損失 (陸域及び内水の生態系損失)</p>

2100年末に予測される日本への影響

日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測 (温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

農作物への影響

気温の上昇による作物の品質の低下、栽培適地の変化等が懸念されています。

コメでは、白未熟粒（デンプンが十分に詰まらず白く濁ること）や胴割粒（亀裂が生じること）の発生等、コメの品質の低下が、既に全国で確認されており、一部地域や極端な高温年には収穫の減少も報告されています。

生態系への影響

自然生態系に及ぼす影響としては、植生や野生生物の分布の変化等が既に確認されています。気温の上昇により、湖沼や河川等の水温の上昇や水質の変化をもたらす可能性があります。

また、里山の雑木林に竹林の分布が拡大し、地域の生態系・生物多様性や里山管理に悪影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・水資源への影響

短時間強雨や大雨の強度・頻度の増加による河川の洪水、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害など、甚大な被害が各地で生じることが懸念されています。

近年、短時間強雨や大雨が発生する一方、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、渇水の頻発化、長期化、深刻化が懸念されています。

健康への影響

熱中症による死者数は増加傾向にあり、2020（令和2）年では、1,528人となり、特に記録的な猛暑となった2010（平成22）年には、1,700人を超え、過去最多の死者数となっています。

また、感染症については、デング熱等を媒介するヒトスジシマカの生息域が北上しており、2016（平成28）年には青森県に達し、将来的には北海道へと拡大すると予測されています。

産業・経済活動への影響

製造業、商業、建設業等の各種の産業においては、豪雨や強い台風等、極端現象の頻度・強度の増加が、甚大な被害をもたらす可能性があります。

また、世界各地の気候変動による影響が、サプライチェーンを通じて、国内の産業・経済に影響を及ぼすことも懸念されます。

気候変動を巡る国際的な動向

パリ協定

2015(平成27)年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、2020(令和2)年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016(平成28)年11月に発効し、2020(令和2)年に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「産業革命以降の世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすること」などを目標としています。これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標(SDGs)】

2015(平成27)年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール(目標)と169のターゲット、232の指標が掲げられ、達成のためには、国家レベルだけでなく、住民、事業者及び行政などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益(マルチベネフィット)を目指すという特徴を持っています。

そのため、本村の気候変動対策の推進においても、SDGsの達成と深い関わりがあることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標(SDGs)



資料：国際連合広報センターウェブサイト

IPCC 1.5℃特別報告書・IPCC 第6次評価報告書

気候変動枠組条約はIPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、IPCC 第48回総会（2018（平成30）年10月）において、「1.5℃特別報告書」が承認・受諾されました。

同報告書では、「世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の割合で増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高い」こと、「現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがある」ことが示されました。

2023（令和5）年3月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（AR6）統合報告書（SYR）」では、『人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない』、『継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期（2040年）のうちに1.5℃に達する』など、地球温暖化に関して厳しい見通しが示され、この10年間に全ての部門において急速かつ大幅で、即時の温室効果ガス排出削減が求められています。

1.5℃と2℃の地球温暖化に関する主な予測の比較

	1.5℃の地球温暖化に関する予測	2℃の地球温暖化に関する予測
極端な気温	<ul style="list-style-type: none"> 中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する。(H) 高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する。(H) 	<ul style="list-style-type: none"> 中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する。(H) 高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する。(H)
強い降水現象	<ul style="list-style-type: none"> 世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び／または量が増加する。(H) いくつかの北半球の高緯度地域及び／または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる。(M) 	
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 2℃に比べて1.5℃の地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。(H) 	
生物種の地理的範囲の喪失	<ul style="list-style-type: none"> 調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)
漁獲量の損失	<ul style="list-style-type: none"> 海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。(M) 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。(M)
サンゴ礁の消失	<ul style="list-style-type: none"> さらに70～90%が減少する。(H) 	<ul style="list-style-type: none"> 99%以上が消失する。(VH)

※VH：確信度が非常に高い H：確信度が高い M：確信度が中程度

資料：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

グラスゴー気候合意報告書

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）による「1.5℃特別報告書」を踏まえ、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、2021（令和3）年10月、11月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、2℃目標からより高い目標の1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

気候変動を巡る国内の動向

2050年カーボンニュートラル宣言

2020（令和2）年10月に、内閣総理大臣は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、二酸化炭素を資源と捉えて再利用するカーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

ゼロカーボンシティ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などをふまえ、脱炭素社会に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えつつあり、2023（令和5）年12月末時点においては、46都道府県、570市、22特別区、327町、48村が「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律」については、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現に向け、改正された法律が2022（令和4）年4月に施行されました。

今回の改正では、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改めたほか、都道府県と政令都市等のみに限られていた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務について、市町村においても策定するよう努めることと定められました。

さらに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組を市町村が率先して進める努力目標も課しています。



地球温暖化対策計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが定められ、各部門の排出量の目安は、下表のように設定されました。

また、主な施策としては、環境保全に配慮され、地域のレジリエンスの向上などに役立つ地域共生・裨益型再生可能エネルギーの導入促進や住宅・ビルの省エネ基準への適合義務付けの拡大、2030（令和12）年度までに100か所以上の「脱炭素先行地域」の創出などが示されています。

「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス排出量等の目標・目安

単位：億t-CO₂

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
	14.08	7.60	▲46%	▲26%	
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

資料：地球温暖化対策計画 概要（環境省）



第6次エネルギー基本計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」においては、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の道筋として、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のため、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E^{※1}）に向けた取組を進めることを重要なテーマとしています。

また、2030（令和12）年におけるエネルギー需給の見通しとして、「徹底した省エネルギー」や「非化石エネルギーの拡大」を進めていくことが示され、野心的な見通しとして2030（令和12）年度における電源構成では、再生可能エネルギーの割合を現行目標の22~24%から36~38%に大幅に拡大し、さらに水素や原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で約6割を賄う方針が示されています。

※1 S+3E：安全性(Safety)を大前提とし、自給率(EnergySecurity)、経済効率性(EconomicEfficiency)、環境適合(Environment)を同時に達成すること。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

2021（令和3）年10月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的な考え方として、地球温暖化対策は、経済成長の制約ではなく、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものと示されています。

同戦略では、エネルギー、産業、運輸、地域・暮らし、吸収源対策の各分野のビジョンと温室効果ガス排出量削減のための対策・施策の方向性ととも、ビジョン実現のため、イノベーションの推進やグリーンファイナンスの推進、適応との一体的な推進といった分野を超えて重点的に取組む横断的施策が示されています。

気候変動適応法と気候変動適応計画

地球温暖化に伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機につながると考えられており、既に世界中で異常気象による甚大な被害が報告されています。近年、日本においても各地で強い台風や集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。

こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、脱炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取組む必要があることから、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が公布されました。本法律と「地球温暖化対策推進法」により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して緩和策と適応策の双方を推進するための法的仕組みが整備されています。

2018（平成30）年11月には「気候変動適応計画」が策定され、2021（令和3）年10月に改定されています。また、熱中症対策強化の必要性を受けて、2023（令和5）年4月に「気候変動適応法」が改正、「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、市町村は指定遮熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、熱中症警戒アラートを受けて開放することなどが定められました。



気候変動を巡る青森県の動向



青森県地球温暖化対策推進計画

青森県では、2001（平成 13）年 4 月に「青森県地球温暖化防止計画（計画期間：2001（平成 13）年度～2010（平成 22）年度）」を策定し、以降は社会情勢に合わせて改訂を行いながら、「あらゆる主体の連携・協働による、青森県の地域特性を活かした、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を目的とし、地球温暖化の防止の取組を推進してきました。

2021（令和 3）年 2 月には、気候が危機的状況にあるという認識のもと、気候変動の影響から県民の暮らしを守り、豊かで美しい自然環境と持続可能な社会を将来に引き継ぐため、2050（令和 32）年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明しています。

同年 3 月には、県で気候変動の影響が既に生じている項目もしくは今後影響が生じると考えられる項目について、その被害の回避・軽減に向けた適応策を取りまとめた「青森県気候変動適応取組方針」が策定されています。

2023（令和 5）年 3 月に改定された「青森県地球温暖化対策推進計画」では 2050 年の目指す姿として、「豊かな暮らしと希望にあふれる脱炭素社会の実現」を掲げるとともに、2030（令和 12）年度までに温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 51.1%削減することと、再生可能エネルギーを 2030（令和 12）年度までに自家消費型等により 1.34 億 kWh 相当の導入することを目標に掲げ、県の持つ豊富な森林資源や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限に生かしながら、環境と経済の好循環を生み出し、地域の活力が最大限に発揮されるよう、地域の魅力と質を向上させる「地域脱炭素」の視点に立って取組を進めることとしています。



あおもり脱炭素チャレンジ宣言

青森県ではもったいない・あおもり県民運動推進会議において、「もったいない」の意識を持って、省エネやごみ減量、リサイクルなどの地球温暖化対策に取り組んできました。近年では、地球温暖化による影響と思われる気象災害等が日本各地で拡大し、「温室効果ガス排出実質ゼロ」＝「脱炭素社会」の取組が求められています。

そこで 2021（令和 3）年 4 月 26 日に開催した同会議において、「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」の採択を行いました。ふるさと青森の豊かな自然を未来の子どもたちに引き継いでいくため、2050 年までの脱炭素社会の実現に向け取組をスタートさせることを宣言しています。

あおもり脱炭素チャレンジ宣言



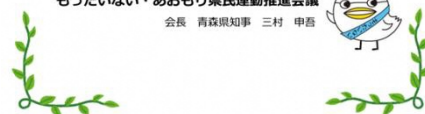
地球温暖化による気候変動の影響が世界中に拡大する中、日本各地でも、記録的な猛暑や集中豪雨による洪水など、これまで経験したことのない大規模な気象災害が頻発に発生しています。
こうした気候変動の影響から生命と暮らしを守るには、地球温暖化の歯止めをかけ、2050年までに、温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「脱炭素社会」を実現することが、今、強く求められています。

「ふるさと青森」の自然環境は、その豊かな恵みで私たちを育み、支えています。この環境を将来にしっかりと引き継いでいくため、現代を生きる私たちが、行動を起こす時です。
そしてそれが、県民一人ひとりの豊かな暮らしと、希望にあふれる持続可能な社会をつくる行動として、広がっていく必要があります。

私たちはこれまで、「もったいない」の意識を持って、省エネやごみ減量、リサイクルなどの地球温暖化対策に取り組んできました。その私たちが先頭に立ち、新しい未来に向かって、今できる対策を着実に実施していきます。
そして、2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、自ら考え、率先し、一丸となって、さらなるチャレンジに取り組んでいくことを、今、ここに宣言します。

令和3年4月26日

もったいない・あおもり県民運動推進会議
会長 青森県知事 三村 申吾



佐井村の脱炭素に向けた取組

ゼロカーボンシティ宣言

本村においては、2021（令和3）年10月4日に、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティさい」を宣言しました。また、2023（令和5）年2月7日から2月17日にかけて募集のあった環境省の「第3回脱炭素先行地域」に関して、本村は2023（令和5）年4月28日に脱炭素先行地域に選定されました。

温室効果ガスの排出は、住民・事業者・行政、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。

本村の自然的条件や社会的条件のもと、住民・事業者・行政の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて地域が持つエネルギーのポテンシャルを活かしながら、温室効果ガスの排出削減だけでなく、経済・社会における同時解決に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「佐井村地域エネルギービジョン～佐井村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」をこの度策定しました。

ゼロカーボンシティさい宣言



「ゼロカーボンシティさい」



世界の平均気温は、産業革命以前の水準から約1℃上昇し、このまま気温が上昇し続ければ地球環境に深刻な影響を与えるとされています。国においても、もはや地球温暖化問題は、気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っていると、2020年11月、第203回国会において、「気候非常事態宣言」が決議されました。

気候変動の影響は、国内外の異常気象という形で表れており、我が国においては、近年の大雨災害の深刻化が物語っています。特に近隣自治体で去る8月9日に発生した「むつ市・風間浦村豪雨災害」では、土砂災害による国道の通行止めや橋の崩壊、家屋への土砂流入など大きな被害をもたらし、明日は我が身と感じたところです。

このような危機に対し、2021年4月、菅首相は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、2030年度の温室効果ガス削減目標について、従来の2013年度比26%減から46%減への引き上げを表明しました。この目標は、持続可能な地域を次世代に残すために、必ず達成しなければならない課題です。

佐井村では、自治体新電力会社の設立による再生可能エネルギーの導入や小水力発電の開発によるエネルギーの地産地消など、他地域に先駆けて持続可能な社会に向けた取り組みを進めています。

こうした取り組みには、住民の参画は不可欠であり、住民・事業者・行政が一丸となって資源循環のむらづくりを推進するとともに、脱炭素社会の実現に貢献するため、2050年までに村内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言します。

令和3（2021）年10月4日

佐井村長

樋口秀祝



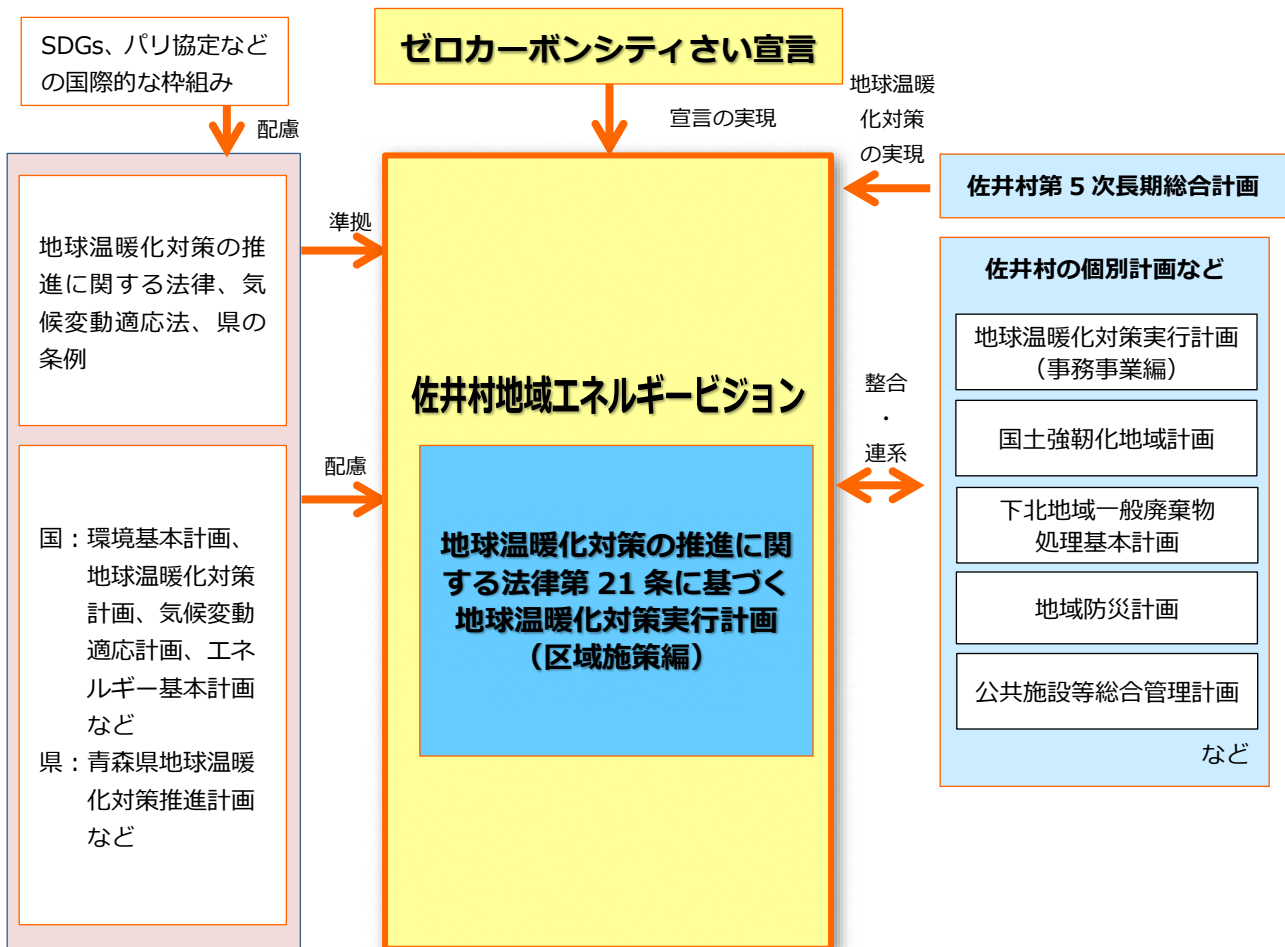
2

計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、国や県が進める地球温暖化対策、気候変動適応策と整合を図りながら策定する計画です。

さらに、佐井村の上位計画である「佐井村第 5 次長期総合計画」に基づく地球温暖化対策の個別計画として、また村の各種事業計画との整合・連携を図り、計画を推進します。

佐井村地域エネルギービジョンの位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。

また、温室効果ガス削減目標に関わる中長期目標については、中期目標を2030（令和12）年度、長期目標を2050（令和32）年とします。

なお、本村を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜対応するものとします。

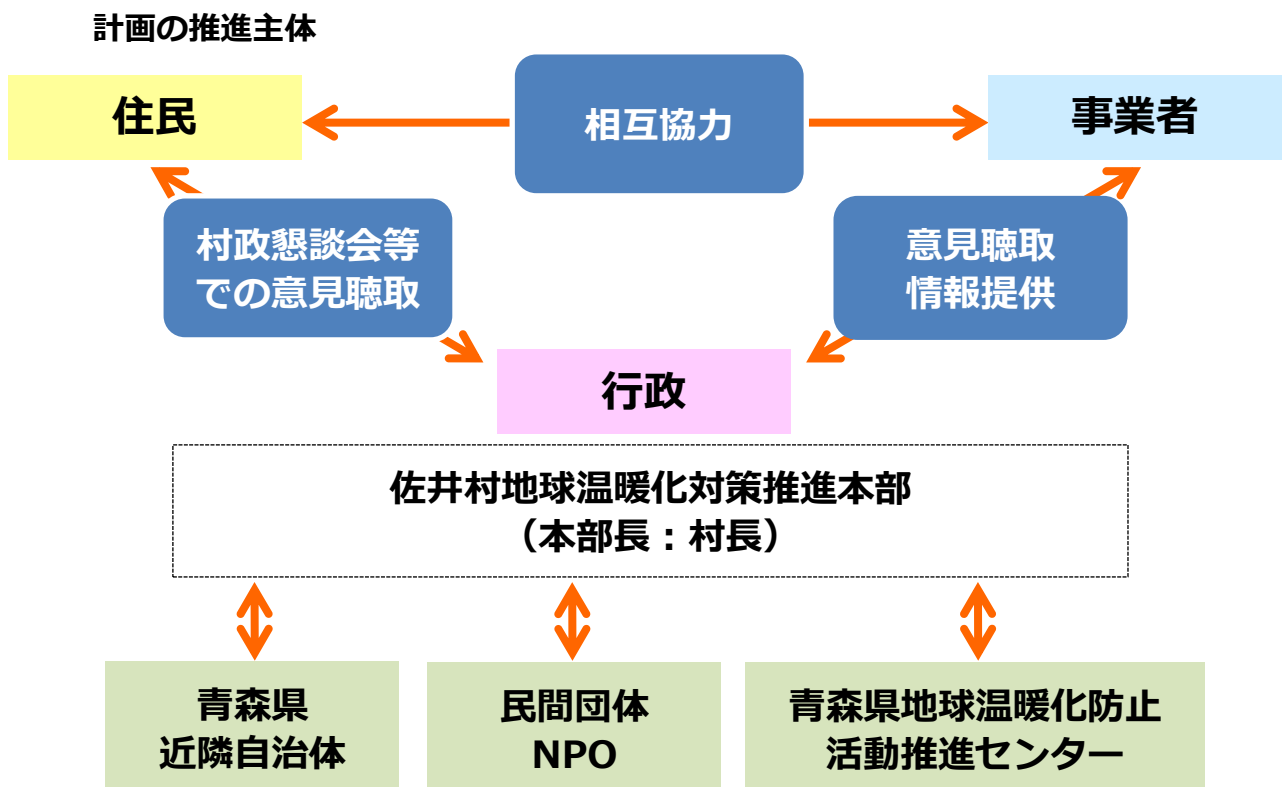
4 計画の推進体制

地球温暖化問題は、住民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、住民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、行政と連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要です。

このため、本村は、庁内組織である「佐井村地球温暖化対策推進本部」を中心として、本村が実施する地球温暖化対策に関する各種施策の調整に図り、また、住民や事業者の意見を積極的に取り入れながら、自発的、具体的な行動に取り組んでいきます。

その他、青森県や近隣自治体及び青森県地球温暖化防止活動推進センターとの連携の下、様々な民間団体等の活動も合わせて支援し、多くの団体が連携・協働して各種の活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めていきます。



5

計画の進行管理

計画を着実に推進し、住民・事業者・行政の協働による進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していくとともに、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



第2章 区域の現状

1

区域の地域特性

位置・地勢

本村は、青森県西側半島の西側に位置し、東西に14km、南北に28km、総面積は135.04km²で青森県の約1.4%を占めており、1889（明治22）年4月1日に佐井村と長後村の合併で誕生し、県内市町村で26位、町村部では16位の広さです。

隣接市町として北部は大間町、東部・南部はむつ市にそれぞれ境を接し、津軽海峡を隔てて北海道渡島と相對しています。

地勢としては、平坦地が少なく大半が山地で海岸線に沿って8集落、山間部に1集落が点在しており、自然環境としては、海岸線沿いに所在する景勝地「仏ヶ浦」や福浦地区にある縫道石山に珍しい植物が分布しており、「縫道石山・縫道石の特殊植物群落」としてそれぞれ国指定天然記念物に指定されています。

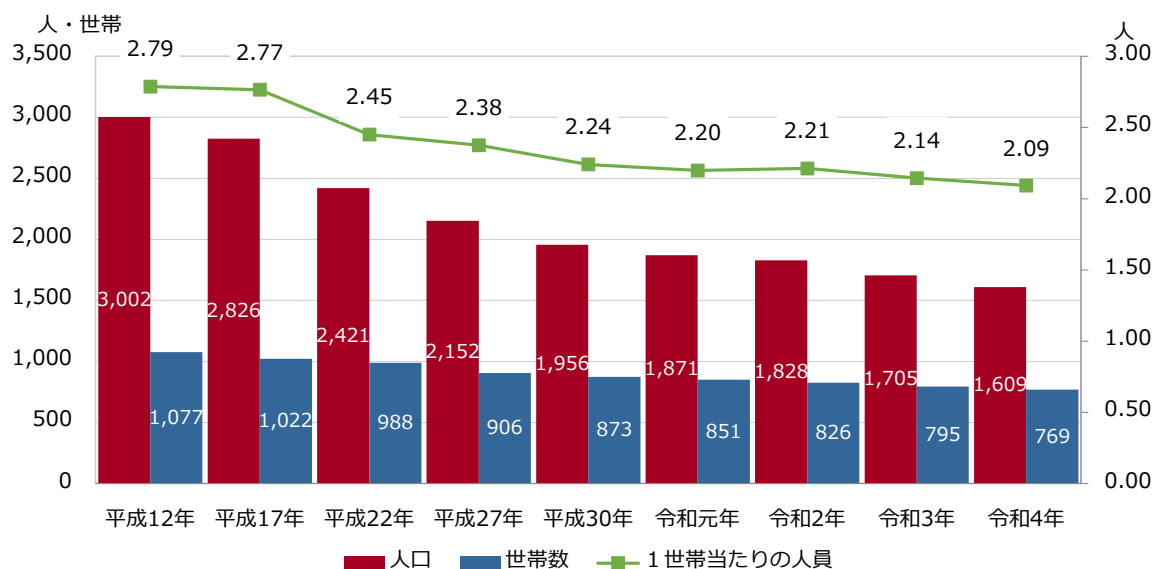
佐井村の位置



人口・世帯数

本村の人口及び世帯数は、2023（令和5）年11月30日現在で1,715人、世帯数は876世帯となっており、人口、世帯数ともに減少傾向にあります。世帯人員は、2000（平成12）年の2.79人から2.09人へと減少しており、核家族化の進行や単身世帯の増加傾向がみられます。

人口と世帯数の推移状況



※各年 10月1日現在

資料：国勢調査（総務省）、令和3年 青森県の人口・青森県の推計人口（青森県）

（注1）平成12年から27年，令和2年の世帯数は国勢調査（確定値）

（注2）平成30年，令和元年、令和3、令和4年の世帯数は令和2～4年の「青森県の人口」から引用

（注3）人口は各年の「青森県の推計人口」から引用

※グラフの数値は青森県の推計値を使用しているため、本文中の最新の人口・世帯数と異なっています。



産業

本村の産業別事業所数は、2021（令和3）年現在で、第一次産業が5件（4.7%）、第二次産業が21件（19.8%）、第三次産業が80件（75.5%）となっています。

産業大分類別では、「卸売業・小売業」が24件（22.6%）で最も多く、次いで「宿泊業・飲食サービス業」が15件（15.1%）、「建設業」が14件（14.2%）と3業種で全体の約5割を占めています。

従業者数は、第一次産業が25人（4.5%）、第二次産業が173人（30.9%）、第三次産業が361人（64.6%）となっており、産業大分類別では、「建設業」が135人（24.2%）で最も多く、次いで「医療、福祉」が89人（15.9%）、「卸売業、小売業」が60人（10.7%）と3業種で全体の約5割を占めています。

2016（平成28）年からの増減をみると、全体として事業所数は減少していますが、従業者数は増加しています。また、第一次産業については事業所も従業者数ともに増加しています。減少が最も大きいのは第三次産業で、その中でも「卸売業、小売業」で事業所数が9件、従業者数が30人の減少となっています。

産業別事業所数・従業者数

	2016（平成28）年						2021（令和3）年					
	事業所数 （件）	構成比	従業者数（人）			構成比	事業所数 （件）	構成比	従業者数（人）			構成比
			計	男	女				計	男	女	
合計	121	100.0%	531	307	224	100.0%	106	100.0%	559	309	250	100.0%
一次産業	2	1.7%	10	9	1	1.9%	5	4.7%	25	24	42	4.5%
農業・林業	1	0.8%	8	8	0	1.5%	5	4.7%	25	24	1	4.5%
漁業	1	0.8%	2	1	1	0.4%						
二次産業	23	19.0%	171	152	19	0.0%	21	19.8%	173	132	41	30.9%
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0%	0	0	0	32.2%	0	0.0%	0	0	0	0.0%
建設業	17	14.0%	133	118	15	25.0%	15	14.2%	135	121	14	24.2%
製造業	6	5.0%	38	34	4	7.2%	6	5.7%	38	11	27	6.8%
三次産業	96	79.3%	350	146	204	65.9%	80	75.5%	361	153	208	64.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0	0	0.0%	1	0.9%	3	2	1	0.5%
情報通信業	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0.0%
運輸業・郵便業	8	6.6%	42	24	18	7.9%	6	5.7%	37	21	16	6.6%
卸売業・小売業	33	27.3%	90	46	44	16.9%	24	22.6%	60	29	31	10.7%
金融業・保険業	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0.0%
不動産業・物品賃貸業	5	4.1%	5	5	0	0.9%	3	2.8%	3	3	0	0.5%
学術研究・専門・技術サービス業	1	0.8%	2	1	1	0.4%	0	0.0%	0	0	0	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	20	16.5%	57	12	45	10.7%	16	15.1%	47	16	31	8.4%
生活関連サービス業・娯楽業	10	8.3%	15	6	9	2.8%	6	5.7%	8	3	5	1.4%
教育・学習支援業	1	0.8%	3	0	3	0.6%	3	2.8%	31	16	15	5.5%
医療・福祉	6	5.0%	84	17	67	15.8%	8	7.5%	89	18	71	15.9%
複合サービス事業	4	3.3%	21	17	4	4.0%	4	3.8%	53	26	27	9.5%
サービス業	8	6.6%	31	18	13	5.8%	9	8.5%	30	19	11	5.4%

資料：令和3年・平成28年経済センサス-活動調査（総務省）

交通

本村の自動車保有車両数は減少傾向にあり、2023（令和5）年3月31時点で、総数1,419台となっており、中でも乗用車の車両数が減少しています。

自動車保有車両数の推移

単位：台

年度	貨物	乗合	乗用	特種（殊）	小型二輪	軽自動車	合計
2011	146	5	677	69	8	692	1,597
2012	138	5	669	70	6	719	1,607
2013	123	5	648	61	7	734	1,578
2014	109	5	606	63	8	746	1,537
2015	106	5	590	58	9	742	1,510
2016	102	5	608	59	8	739	1,521
2017	100	5	598	57	8	719	1,487
2018	100	5	611	57	8	711	1,492
2019	95	6	599	57	5	699	1,461
2020	94	6	586	56	5	708	1,455
2021	92	6	571	54	5	709	1,437
2022	92	6	558	56	6	701	1,419

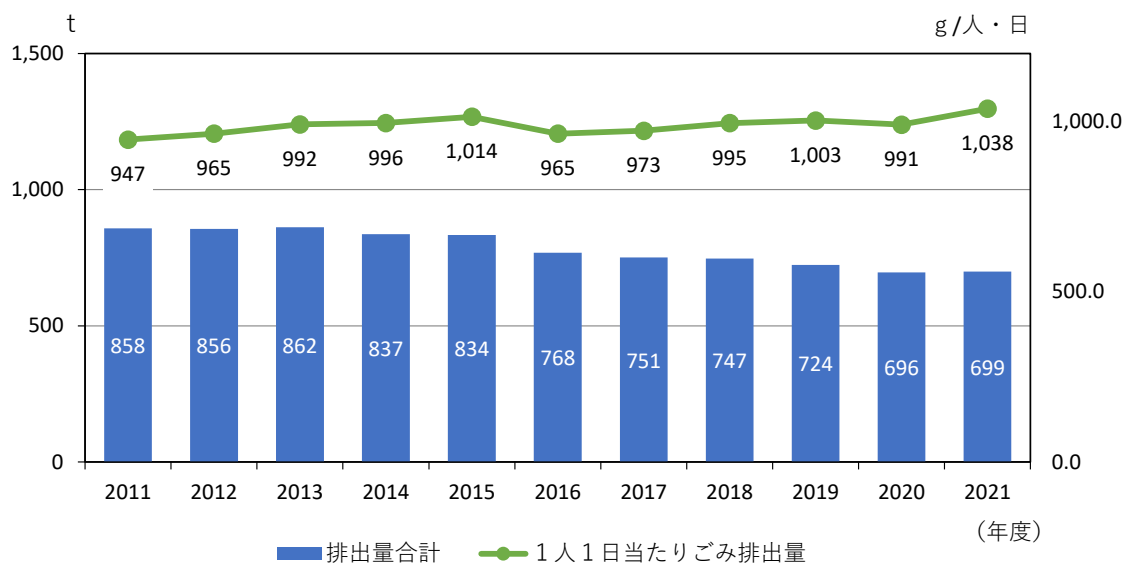
資料：青森県内の市町村別自動車保有車両数（東北運輸局）

ごみの排出量

本村のごみの排出量は減少傾向にあり、2021（令和3）年度は年699tとなっています。

1人1日当たりのごみ排出量については2015（平成27）年度まで増加傾向にあり、2016（平成28）年度に減少後再び増加傾向に転じ、2021（令和3）年度は1,038g/人・日となっており、青森県平均の1,002g/人・日を上回っている状況です。

ごみ排出量の推移



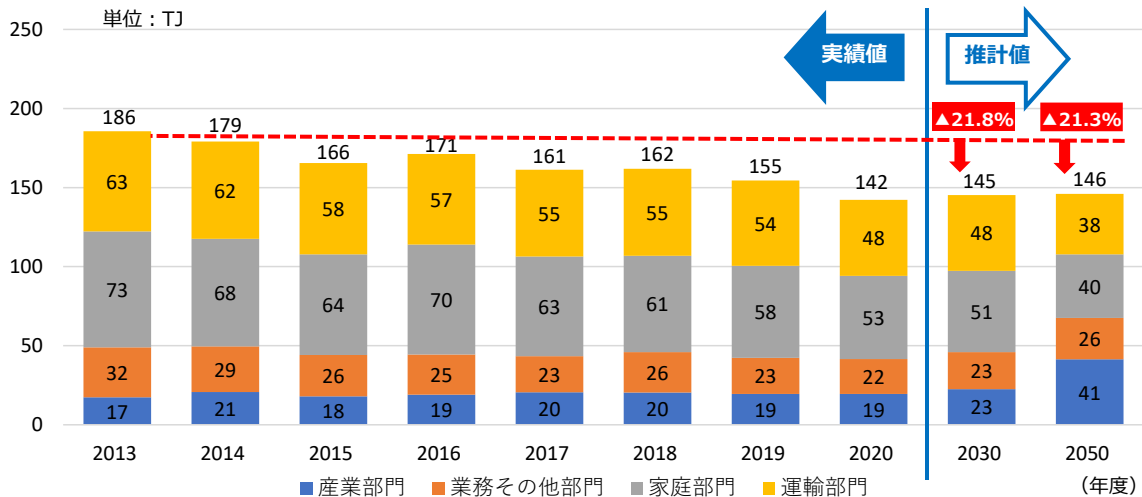
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

2

区域からの温室効果ガス排出量の状況と将来推計

エネルギー消費量の状況と将来推計

村域のエネルギー消費量の推移と将来推計



※小数点以下を四捨五入しているため、各部門の合計と総消費量が一致しない年度があります。

エネルギー消費量の推移と将来推計

本村の2020（令和2）年度における総エネルギー消費量は、142TJとなっており、2013（平成25）年度の186TJに比べて23.4%減少しています。

部門別エネルギー消費量は、家庭部門における消費量が最も多く、総消費量の37.0%を占め、次いで運輸部門が33.8%となっています。

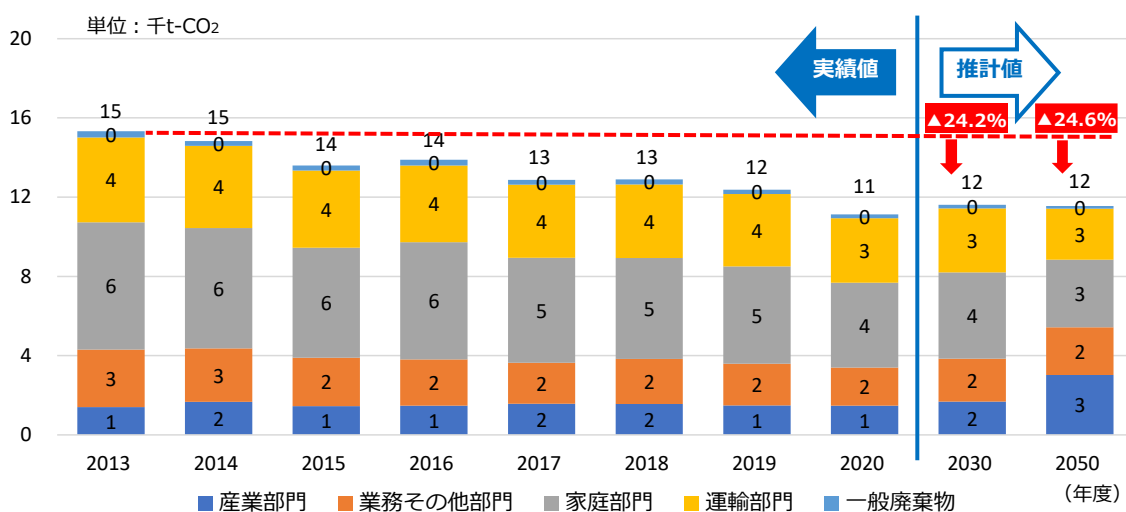
部門別の増減をみると、産業部門では増加傾向、業務部門は年度によって増減が見られ、家庭部門及び運輸部門は概ね減少傾向で推移しており、2013（平成25）年度に対する部門別の増減率をみると、産業部門は+12.3%、業務部門は▲30.2%、家庭部門は▲28.3%、運輸部門は▲24.0%となっています。

現在の対策を継続した場合、2030（令和12）年度には145TJ、2013（平成25）年度比で21.8%減少、2050（令和32）年度には146TJ、同21.3%減少と予測されます。

※2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることから、将来予測においては、2019（令和元）年度までの傾向を踏まえて推計を行っています。

温室効果ガス排出量の状況と将来推計

村域の温室効果ガス排出量の推移と将来推計



※小数点以下を四捨五入しているため、各部門の合計と総排出量が一致しない年度があります。

温室効果ガス排出量の推移と将来推計

本村の2020（令和2）年度における温室効果ガス排出量は、11千t-CO₂となっています。2013（平成25）年度以降は減少傾向で推移しており、2020（令和2）年度では、2013（平成25）年度の15千t-CO₂に比べて27.4%減少しています。

部門別温室効果ガス排出量は、家庭部門における排出量が最も多く、総排出量の38.4%を占め、次いで運輸部門が29.2%、業務部門が17.3%となっています。

部門別の増減をみると、産業部門では年度によって増減が見られるものの概ね増加傾向、それ以外の部門では年度によって増減が見られるものの概ね減少傾向で推移しており、2013（平成25）年度に対する部門別の増減率をみると、産業部門は+5.3%、業務部門は▲33.6%、家庭部門は▲33.5%、運輸部門は▲23.9%、一般廃棄物は▲35.9%となっています。

現在の対策を継続した場合、2030（令和12）年度には12千t-CO₂、2013（平成25）年度比で24.2%減少、2050（令和32）年度には12千t-CO₂、同24.6%減少と予測されます。

※2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることから、将来予測においては、2019（令和元）年度までの傾向を踏まえて推計を行っています。

対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では 7 種類の温室効果ガスが定められていますが、日本の温室効果ガスの約 92%が二酸化炭素となっています。

また、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」では、市町村として排出量の把握が可能であり、かつ有効な対策・施策を講じられる部門・分野として、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）及び非エネルギー起源（一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素）を把握することが望まれています。

これらのことから、本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）とし、対象部門は、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門とします。

温室効果ガスの種類

温室効果ガス		地球温暖化係数	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	1	化石燃料の燃焼、他人から供給された電気・熱の使用など。
	非エネルギー起源 CO ₂	1	工業プロセス、廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料使用など。
メタン (CH ₄)		25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	農用地土壌、炉における燃料の燃焼、工業プロセス、自動車の走行、廃棄物の焼却など。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC _s)		1,430 など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
パーフルオロカーボン類 (PFC _s)		7,390 など	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF ₆)		22,800	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素 (NF ₃)		17,200	半導体や液晶基盤の洗浄など。

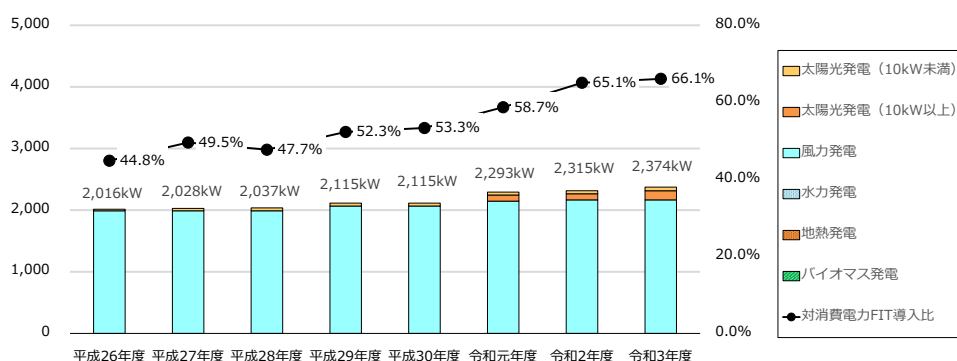
対象部門

対象部門		排出源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、建設業、製造業でのエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴い排出
		業務部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴い排出
		家庭部門	家庭でのエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴い排出
		運輸部門	自動車でのエネルギー消費（燃料の使用）に伴い排出
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物	一般廃棄物中の廃プラスチック等の焼却処理時に排出



再生可能エネルギーの導入状況

村域の再生可能エネルギーの導入容量の推移



資料：自治体排出量カルテ（環境省）



再生可能エネルギーの導入容量の推移

本村の2021（令和3）年度における再生可能エネルギーの導入容量は、2,374kWとなっており、約91%が風力発電によるものです。

導入容量の推移をみると、2021（令和3）年度は2014（平成26）年度の約1.18倍になっています。



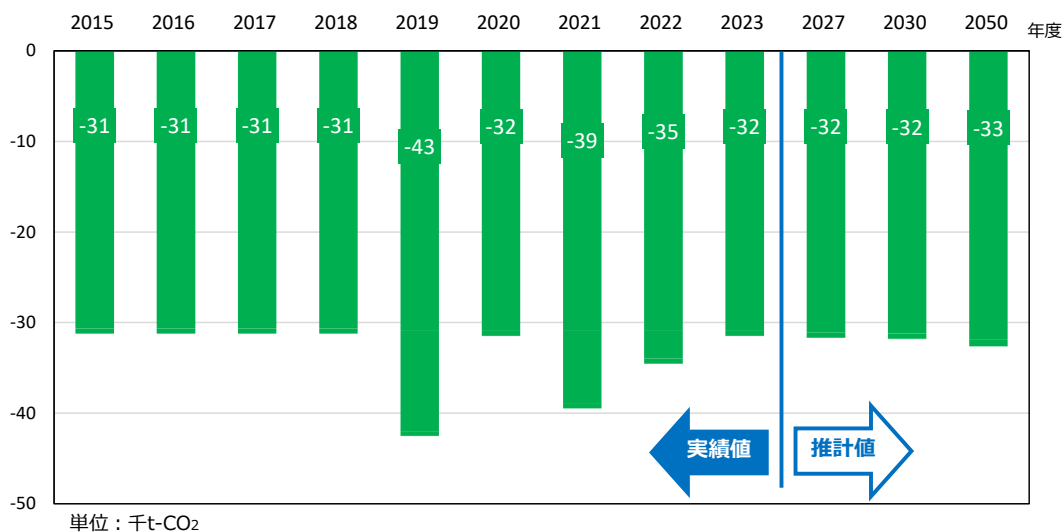
森林吸収量の推移

2023（令和5）年度の森林吸収量は、約32千t-CO₂となっています。

森林面積のうち国有林が約93.4%を占めており、吸収量の多くが国有林からのものです。

現状の林業対策を継続した場合の将来推計として、2030（令和12）年度で32千t-CO₂、2050（令和32）年度には33千t-CO₂と予測されます。

森林吸収量の推移



第3章 計画の目標

1

目指す将来像

本計画が目指す 2030（令和 12）年度の佐井村のイメージ

「ゼロカーボンシティさい」宣言に基づく2050（令和32）年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向け、2030（令和12）年をマイルストーンとし、徹底した省エネ行動の実践、地域の自然環境や生活環境に配慮した再生可能エネルギーの導入、まちのレジリエンス強化、吸収源対策などの取組の強化・充実とともに、経済・社会における同時解決に向けた対策を図りながら、気候変動対策を推進していきます。

2030（令和 12）年度の佐井村のイメージ

環境と産業が共生する持続可能な村



2

削減目標

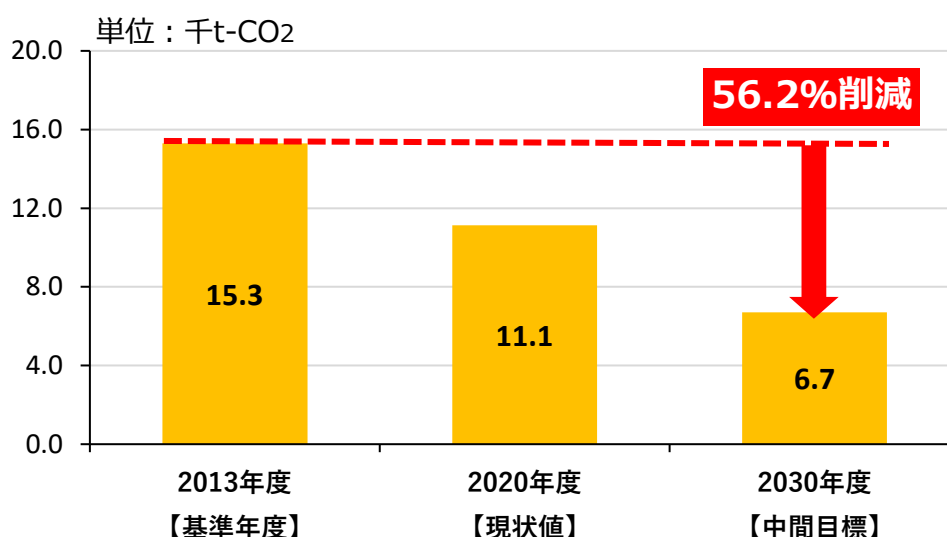
2050（令和32）年度までの二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、以下の削減目標を掲げます。

本計画の削減目標

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で 村内の二酸化炭素（CO₂）総排出量を56.2%削減する

また、2050（令和32）年度においては、森林吸収量の確保を図り、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すものとします。

佐井村の二酸化炭素（CO₂）の排出量削減目標



部門別削減量の目安

2030（令和12）年度における部門別の二酸化炭素排出量の削減目安は、以下のとおりとします。業務・家庭部門を中心に対策強化を図るものとし、省エネ行動の拡大、省エネ機器への更新、太陽光発電設備の導入、再エネ電力への切替、省エネ建築物へのリフォームなどの促進を図ります。

部門	2013年度 排出量 (千t-CO ₂)	2030年度 排出量 (千t-CO ₂)	基準年度比 削減率 (%)
産業	1.4	1.2	-14.3%
業務	2.9	0.7	-75.9%
家庭	6.4	2.1	-67.2%
運輸	4.3	2.6	-39.5%
廃棄物	0.3	0.1	-66.7%
排出量 合計	15.3	6.7	-56.2%

3

再生可能エネルギー導入目標

2050（令和 32）年度までの二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、以下の導入目標を掲げます。

本計画の導入目標

2030（令和 12）年度までに
太陽光発電設備の導入容量（累積）を 2,905kW
風力発電設備の導入容量（累積）を 4,703kW
水力発電設備の導入容量（累積）を 141kW まで拡大
【合計：7,749kW】

温室効果ガス排出量の削減と再生可能エネルギーの関係

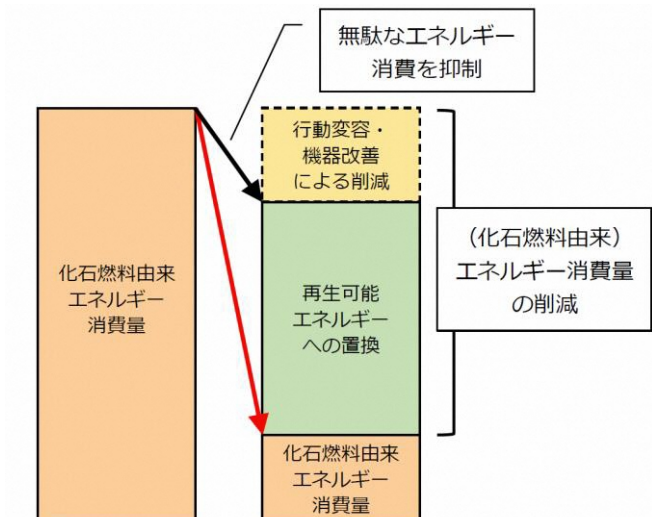
日々の生活を営む上でエネルギーは必要不可欠なものであり、私たちの日常生活や経済活動において、調理や給湯のように熱を出す働きや、家庭の照明のように光らせる働き、自動車のように物を動かす働き、テレビやラジオのように音を出す働きなど、エネルギーは様々な形に変換され利用されています。例えば、2020年度における本村の一般的な家庭では年間約56.0GJのエネルギーを消費しています。

本計画が示す温室効果ガス排出量の削減は、エネルギー消費を削減することと同義ですが、日常生活や経済活動に必要なエネルギー消費を削減するということではありません。化石燃料を原材料としたエネルギー消費を削減するということです。

すなわち、無駄なエネルギーの消費は抑えつつも、必要不可欠なエネルギーは、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーで賄っていく、現在の化石燃料由来のエネルギーを太陽光などの再生可能エネルギーに置き換えていくということになります。

例えば、一般的な家庭では、2050年度までに省エネ行動の徹底や省エネ家電の導入などを行ったとしても年間約10～15GJのエネルギーが必要と予測されます。この必要とするエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことによって、日々の生活を快適に営みつつ、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を実質ゼロに抑えることが可能となるのです。

■ エネルギー消費量の削減の仕組み



第4章 温室効果ガス削減のための取組

1

基本方針および施策体系

基本方針	施策の柱
<p>1 徹底した省エネルギー対策の推進</p> 	<p>(1) 家庭における省エネルギー対策の促進</p> <p>(2) 事業所における省エネルギー対策の促進</p> <p>(3) 公共施設における省エネルギー対策の推進</p> <p>(4) 建築物の省エネルギー対策の促進</p> <p>(5) 移動手段の環境負荷の低減</p>
<p>2 再生可能エネルギー等の導入拡大</p> 	<p>(1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの利用促進</p>
<p>3 吸収源対策の推進</p> 	<p>(1) 適切な森林整備の促進</p> <p>(2) 森林資源の循環利用の促進</p> <p>(3) 藻場の保全の促進</p>
<p>4 環境教育・普及啓発活動の推進</p> 	<p>(1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進</p> <p>(2) 環境教育・環境学習の推進</p> <p>(3) 気候変動対策に関する情報受発信の充実</p>

2 施策と取組

基本方針 1 徹底した省エネルギー対策の推進



施策の展開

省エネルギー行動が住民や事業者などの日常的な習慣として浸透、定着するとともに、エネルギー効率に優れ、温室効果ガスの排出が少ない建築物、家電製品、設備・機器、自動車などを選択することで、日々の暮らしや仕事などのあらゆる場面で脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルを実現します。

また、自動車からの温室効果ガス排出量の削減に向け、次世代自動車の普及促進とともに、利便性向上等による公共交通や自転車の利用促進に努め、移動手段における環境負荷の低減を進めます。

さらに、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進します。

家庭や事業所における省エネ性能に優れた設備・機器の導入方法、また、その成果について広く住民、事業者に周知します。

家庭における省エネルギー対策の促進

二酸化炭素の排出量削減のために、取組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供を行い、脱炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択する「COOL CHOICE 運動」への参加を促進します。

また、ごみの発生抑制や適正な分別のための情報提供をするとともに、3R 活動やエシカル消費の重要性などについて、普及・啓発活動を行います。

さらに、LED 照明への切替などの省エネルギー設備の導入を促進します。

事業所における省エネルギー対策の促進

事業者にとって、取組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネルギー診断の周知及び受診の促進を行い、脱炭素経営の普及・拡大を促進します。

また、ごみの発生抑制のための情報提供をするとともに、3R 活動や資源循環に配慮した事業活動の重要性などについて、普及・啓発活動を行います。

さらに、LED 照明への切替や高効率空調などの省エネルギー設備の導入を促進します。

公共施設における省エネルギー対策の推進

村役場をはじめとする公共施設においては、「佐井村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、村の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

建築物の省エネルギー対策の促進

省エネルギー性能に優れた住宅や建築物のメリットを周知する等、新設される住宅や建築物のZEH、ZEB化や、既存住宅の断熱改修など、建築物の省エネルギー化を促進します。

新築の公共施設はZEB化を検討するとともに、施設の改修時にはエネルギー消費性能の向上を図ります。

移動手段の環境負荷の低減

次世代自動車のメリットのPR等を行い、次世代自動車の普及拡大を図ります。また、次世代自動車普及のため、充電設備などの基盤整備を促進します。

住民や事業者に対し、近距離の移動においては徒歩や自転車で移動するよう呼びかけを行い、通勤など日常的な移動における環境負荷の低減を促進するほか、エコドライブの定着や公共交通の利用に向けた普及・啓発活動を推進します。

公用車の更新の際には、次世代自動車の導入に努めます。

ZEH（ゼッチ）、ZEB（ゼブ）とは？

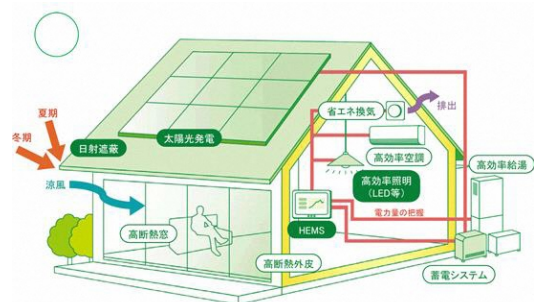
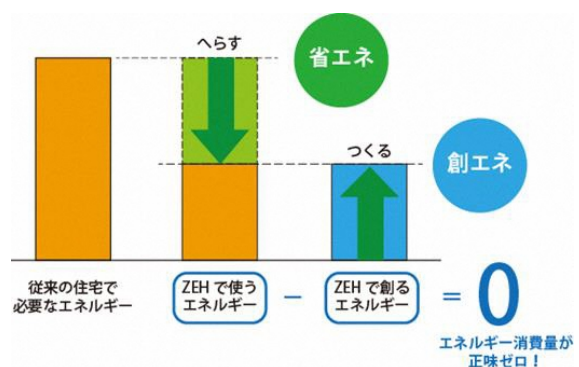
●ZEH（ゼッチ）、ZEB（ゼブ）とは？

ZEH（ゼッチ）、ZEB（ゼブ）とは、建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅、ビルのことです。

●ZEH、ZEBのメリット

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができるなどのメリットがあります。

さらに、ヒートショック防止などの健康面でもメリットがあります。



基本方針 2

再生可能エネルギー等の導入拡大



施策の展開

自然環境や生活環境への影響に配慮した上で、再生可能エネルギーの更なる有効活用を促進します。自然の力により創られるエネルギーは、地域資源として捉え、域内消費を推進し、エネルギーの地産地消を目指します。

また、家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用や導入方法、その成果について広く住民、事業者にも周知します。

再生可能エネルギー設備等の導入拡大

太陽光・風力・水力などの本村に適した再生可能エネルギーについて、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら導入拡大を図ります。

また、村内で生産された再生可能エネルギーの自家消費を前提に、余剰分を自治体新電力を通じて地域内で利用できるような仕組みの構築を行います。また、域外との連携による地域活力創出の仕組みづくりについて検討を行います。

さらに、防災拠点となる公共施設においては、太陽光発電、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。

再生可能エネルギーの利用促進

公共施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進するとともに、住民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しを呼びかけます。

村内事業者・再生可能エネルギー発電事業者・自治体新電力等との連携により、村内における再生可能エネルギー等に関連した新たな事業の創出に努めます。

V2H（ビークル・トゥ・ホーム）

V2H（ビークル・トゥ・ホーム）は、電気自動車に搭載された電池に充電された電気を、家と双方向でやりとりするためのシステムです。

停電した場合でも、V2Hを用いて電気自動車にためた電気を家へ供給でき非常電源として活用することができます。

■V2Hの仕組み



基本方針3

吸収源対策の推進



施策の展開

吸収源となる森林や藻場の保全・育成及び資源の循環利用の促進に取組み、二酸化炭素吸収量の維持及び増加を図っていきます。

適切な森林整備の促進

保全・育成・間伐・再造林の循環型整備と病虫害防除による適正管理を促進し、森林による二酸化炭素吸収量の維持及び増加に努めます。

森林資源の循環利用の促進

林地残材の木質バイオマスの活用など、森林資源の有効活用を促進し、森林の多面的機能の維持・拡大を図ります。

藻場の保全の促進

磯焼け対策等の保全・再生事業の取組を促進し、藻場による二酸化炭素吸収量の維持及び増加に努めます。

また、藻場の多面的機能の維持・回復に向けた取組の一環として、ブルーカーボン・オフセットの導入可能性について検討を進めます。

グリーンカーボン、ブルーカーボンとは？

植物は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を隔離します。森林や公園の緑など、陸上の植物が隔離する炭素のことを「グリーンカーボン」といいます。これに対し、海藻（アマモなど）や海藻、植物プランクトンなど、海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素のことを「ブルーカーボン」と呼びます。

基本方針4

環境教育・普及啓発活動の推進



施策の展開

脱炭素社会の実現に向けて、気候変動の問題について学び、私たちのライフスタイルやビジネススタイルを見直し、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていくほか、若い世代や事業者との意見交換、協働作業を行うなど、住民や事業者による自主的な環境学習講座や環境イベントの開催、参加拡大を促進します。

脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進

脱炭素や3Rなど温室効果ガスを削減へとつながる環境に配慮した生活行動や経済活動の実践・定着に向けて、住民、事業者、学校に対する適切な情報提供を行うとともに、住民、事業者、学校などが自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援を行います。

環境教育・環境学習の推進

気候変動の問題について学び、地域や将来世代のために自ら主体的に行動できる人材を育てるため、事業者と連携・協力を図り、学校や地域における環境教育・環境学習を推進します。

また、イベントの開催などを通じて、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。

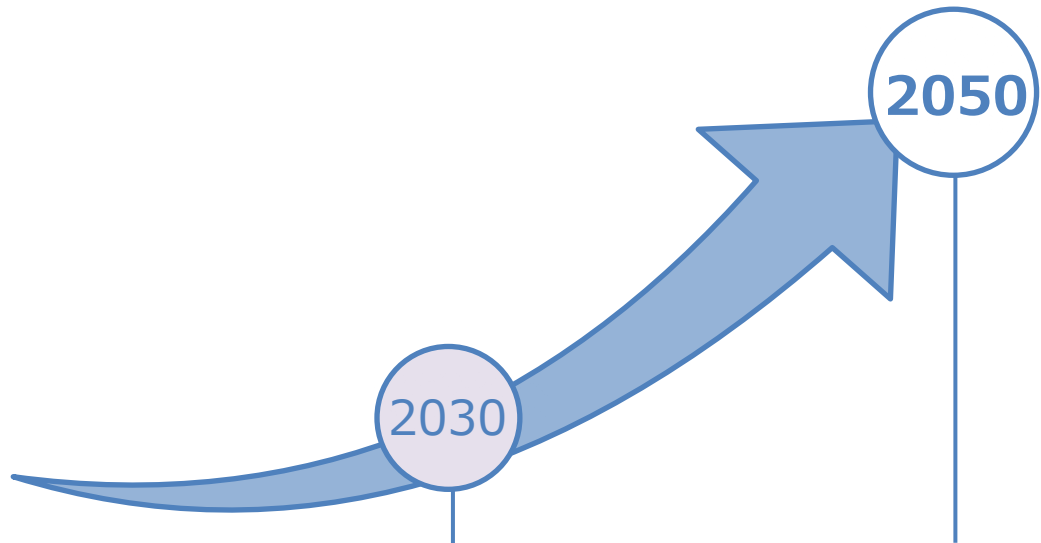
気候変動対策に関する情報受発信の充実

環境に関するイベントや講座、助成制度の情報、日々の生活で役立つ情報、環境活動に取り組む住民・団体・事業者の紹介、環境活動の効果などを、各種広報媒体の特性を活かしながら、広く情報発信を行っていきます。

また、住民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討します。



2030 年度に向けたロードマップ



取組	～2030（令和 12）年度 温室効果ガス排出量削減に向けて特に加速させる 取組	～2050 年度
徹底した省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルの普及啓発 ・省エネルギー型設備機器等の導入促進 ・3R 活動やエシカル消費、資源循環に配慮した事業活動の普及啓発 ・新築建築物の ZEH・ZEB、既存建築物の省エネルギー化の普及促進 ・次世代自動車の普及促進、充電設備等の設置促進 ・エコドライブ定着や公共交通利用に向けた普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルの定着 ・3R 活動やエシカル消費、資源循環に配慮した事業活動の定着 ・全ての建築物が ZEH・ZEB・省エネ建築物 ・全ての自動車が電気自動車や燃料電池車等の次世代自動車 ・充電設備、水素ステーションが完備
再生可能エネルギー等の導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、風力発電、水力発電、蓄電システムなどの再生可能エネルギー設備の普及啓発・導入支援 ・再生可能エネルギーの地産地消の仕組み構築 ・再生可能エネルギー電力の普及啓発 ・再生可能エネルギー等関連の新規事業創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの地産地消 ・避難所に指定されている公共施設の再生可能エネルギー設備の完備 ・再生可能エネルギーを通じた環境と経済の好循環
吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正管理の促進 ・森林資源の有効活用の促進 ・藻場の保全の促進、ブルーカーボン・オフセットの利用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かなみどり、森林の保全 ・資源の域内循環 ・藻場の保全・創造、カーボン・オフセットを通じた地域間連携
環境教育・普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型ライフスタイル、ビジネススタイル実践・定着に向けた情報提供 ・自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援 ・環境教育・環境学習の推進 ・気候変動対策に関する情報の受発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルの定着 ・各主体と連携した・学校・地域における環境教育・環境学習の定着 ・各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる双方向の情報受発信の定着

施策指標

基本方針の達成度合いをはかる指標として、以下の施策指標を掲げます。毎年度の計画の進捗状況の点検において、基本方針の達成度を客観的に把握し、取組の点検・見直しにつなげます。

指標	目標値 2030（令和12）年度	現状値 2021（令和3）年度
佐井村内から排出される二酸化炭素 総排出量	6.7 千 t-CO ₂	11.1 千 t-CO ₂ (令和2年度)
1人1日あたりごみ排出量	900g/人・日以下	1,038g/人・日
再生可能エネルギー発電設備の設置容量 (累積)	7,749 kW	2,393 kW (令和4年度6月時点)
民有林における森林経営計画認定面積の 割合	40.0%以上	39.6%
環境出前講座実施回数	2回以上	0回

住民・事業者の取組例

地球温暖化対策に取組み、ゼロカーボンシティの実現へとつなげていくためには、住民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、行政と連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要となります。

自主的な取組の目安となる温室効果ガス削減へとつながる具体的な例を紹介します。

住民の取組（例）

脱炭素型ライフスタイルの実践

- ・「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」や「COOL CHOICE 運動」に参加する。
- ・LED やエネルギーの少ない家電を選択する。
- ・車を運転するときはエコドライブを実践する。
- ・3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組む。
- ・気候変動や環境に関する講座やイベントに参加する。

脱炭素につながるものを選択

- ・建て替え時は「省エネ住宅、ZEH」など省エネ性能の高い住宅にする。
- ・再生可能エネルギー由来の電力を利用する。
- ・太陽光発電、太陽熱利用システム、蓄電池など再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・次世代自動車の導入に努める。

事業者の取組（例）

脱炭素型ビジネススタイルの実践

- ・脱炭素経営に取り組む。
- ・省エネ診断を受診する。
- ・設備の適切な運転管理と保守点検を実施する。
- ・LED 照明への切替や高効率空調などの省エネルギー設備を導入する。
- ・車を運転するときはエコドライブを実践する。
- ・共同配送など、物資輸送の省エネ化に努める。
- ・3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組む。

脱炭素につながる設備などの選択

- ・事業所の建築時・改修時には、「省エネルギー改修や ZEB」の導入を検討する。
- ・再生可能エネルギー由来の電力を利用する。
- ・太陽光発電、太陽熱利用システム、蓄電池など再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・次世代自動車の導入に努める。

參考資料

1

温室効果ガス排出量算定の考え方

部 門	区 分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の青森県データから、農林水産業のエネルギー種別のCO ₂ 排出量を、「経済活動別市町村内総生産」(青森県市町村民経済計算：青森県)を使って按分 農林水産業CO ₂ 排出量(佐井村) = 農林水産業のエネルギー種別のCO ₂ 排出量(青森県) × 農林水産業の総生産額(佐井村/青森県)
	建設業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の青森県データから、建設業のエネルギー種別のCO ₂ 排出量を、「経済活動別市町村内総生産」(青森県市町村民経済計算：青森県)を使って按分 建設業CO ₂ 排出量(佐井村) = 建設業全体のエネルギー種別のCO ₂ 排出量(青森県) × 建設業の合計総生産額(佐井村/青森県)
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の青森県データから、食料品製造業全体のエネルギー種別のCO ₂ 排出量を食料品製造業の「従業者数」(工業統計調査：経済産業省)を使って按分 製造業CO ₂ 排出量(青森県) = 食料品製造業全体のエネルギー種別のCO ₂ 排出量(青森県) × 食料品製造業の従業者数(佐井村/青森県)
民生部門	業務その他	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の青森県データから、業務その他部門全体のエネルギー種別のCO ₂ 排出量を「経済活動別市町村内総生産」(青森県市町村民経済計算：青森県)を使って按分 業務その他CO ₂ 排出量(佐井村) = 業務その他全体のエネルギー種別のCO ₂ 排出量(青森県) × 第三次産業の産業中分類の総生産額(佐井村/青森県)
	家庭	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の青森県データから、家庭部門全体のエネルギー種別のCO ₂ 排出量を「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省)を使って按分 家庭CO ₂ 排出量(佐井村) = 家庭全体のエネルギー種別のCO ₂ 排出量(青森県) × 村内世帯数/県内世帯数
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)の青森県データから、「自動車保有台数」(青森県統計書)を使って按分 自動車CO ₂ 排出量(佐井村) = Σ青森県の車種別燃料消費量 × 村内車種別自動車保有台数/県内車種別自動車保有台数 × 燃料別CO ₂ 排出係数
廃棄物部門	一般廃棄物	村内で発生する年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出 一般廃棄物CO ₂ 排出量(佐井村) = 焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.77 + 焼却処理量 × 全国平均合成繊維比率(0.028) × 2.29

- ・ 村内では、石炭及び石炭製品分の使用がないため、石炭及び石炭製品分の値は除外した。
- ・ 村内では、都市ガスの供給がないため、当該数値分を石油ガスに加算した。
- ・ 製造業については、村内に立地している製造業のうち工業統計調査の対象となっているのは食料品製造業のみのため、食料品製造業を算定対象とした。
- ・ 村内に鉱業はないため、鉱業の排出量については算定対象から除外した。
- ・ 村内に鉄道がないため、鉄道の排出量については算定対象から除外した。

2

用語解説

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

温室効果ガス (GHG)

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射している。その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体を温室効果ガス (GHG : Greenhouse Gas) という。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCS)、パーフルオロカーボン類 (PFCS)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

人間の活動によってどうしても排出されてしまう二酸化炭素などの温室効果ガスを、他の場所での温室効果ガス削減や吸収活動で「埋め合わせる」という考え方。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018 (平成 30) 年に制定された法律。平均気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増大など気候変動による影響に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために、予測される被害の防止、軽減することを目的としている。

気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。地球サミット直前の 1992 (平成 4) 年 5 月 9 日に採択され、1994 (平成 6) 年 3 月 21 日に発効した。

吸収源

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のこと。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素を排出しない（増加させない）地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030（令和12）年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自立・分散型エネルギーシステム

従来の大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていくとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムにより効率的なエネルギーの利用も含む。

水素エネルギー

石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料は燃焼させると二酸化炭素（CO₂）を発生するが、水素は燃焼させてもCO₂は全く発生しないことから、“CO₂発生量がゼロ”のエネルギーとして地球温暖化対策への貢献が期待されている。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひ

とまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

【た行】

太陽光発電（システム）

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法、またその機器のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指すこと。また、それを目指す社会のこと。

脱炭素経営

民間企業がパリ協定に整合する意欲的な目標を設定し、サプライチェーン全体で効果的に削減を進め、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に沿った気候変動のリスク・チャンスを経営に織り込むこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998（平成10）年10月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

蓄電池

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっている。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。昨今では、エネルギーの地域生産、地域消費としても使用される。

適応策

気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジシマカなどが媒介する感染症への対策などがある。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

【な行】

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池自動車などがある。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

パリ協定

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑える努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ブルーカーボン

沿岸・海洋生態系に取り込まれ、そのバイオマスやその下の土壌に蓄積される炭素のこと。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や干潟等の塩性湿地、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれている。ブルーカーボン生態系には、CO₂吸収源としての機能以外に、水質浄化機能や水産資源の活性化、教育及びレジャーの場の提供など多くの恩恵をもたらすとされ、ブルーカーボン生態系の保全活動は、地球温暖化の防止のみならず、生物多様性に富んだ豊かな海を醸成し、豊かな生活に繋がるものとなっている。

【ら行】

レジリエンス

防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

【英数】

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケータ（指標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

V2H

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの自動車と住宅・ビルの間で電力の相互供給をする技術やシステムのこと、住宅の場合は V2H（vehicle to home）と呼ばれる。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、省エネ性能の向上と再生可能エネルギーの活用により、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、省エネ性能の向上と再生可能エネルギーの活用により、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」のこと。